

札幌医科大学医学部教育プログラム評価委員会規程(令和元年9月27日規程第16号)

(設置)

第1条 札幌医科大学医学部医学科の教育プログラムに関して、本学医学部が実施する自己点検・評価結果の妥当性と客観性を担保し、本学医学部医学科の教育の内部質保証に資するため、外部委員及び在学生の参加する評価(以下「医学教育プログラム評価」という。)を行うことを目的とし、札幌医科大学医学部教育プログラム評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、医学教育プログラム評価に関する事項を審議し、本学が実施する自己点検・評価の結果について、検証及び評価を行い、本学の教育研究等の質の向上に資する提言を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 医学部長

(2) 本学医学部医学科の教育プログラムに関わる主要な学内関係者 若干名

(3) 札幌医科大学医学部ステークホルダー懇談会規程(平成30年規程第44号)第2条第1項第3号から第7号までの学外委員 若干名

(4) 本学医学部の学生 2名

(5) その他医学部長が必要と認めた者 若干名

2 前項第2号、第3号及び第5号に掲げる委員は、医学部長の推薦に基づき、学長が委嘱し、又は任命する。

3 第1項第4号の学生委員は、第4学年及び第5学年から1名ずつ選出し、学長が委嘱し、又は任命する。

4 第1項第2号、第3号及び第5号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

5 第1項第4号の学生委員の任期は1年とし、それぞれの学年に在籍する期間をもって充てる。ただし、再任することを妨げない。

6 委員が欠けた場合における補欠の委員及び追加の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、医学部長が前条第1項第3号に掲げる学外委員から指名し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、医学部長の要請に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

5 医学部長は、委員会の審議結果を学長に報告するものとする。

6 学長は、必要に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

(専門部会)

第6条 委員会に、下部組織として、医学教育プログラム評価実施に必要な学内調整業務を分担し、円滑に実施するため、専門部会を置く。

2 部会の構成員は、医学部長が指名し、学長が任命する。

3 部会には、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

(評価結果の対応)

第7条 医学部長は、委員会が実施した評価結果に基づき改善が必要と認められるものについては、その改善に努めるものとする。

2 医学部長は、評価結果に基づき関連する学内の委員会等において改善策を検討することが適当と認められる事項については、当該事項の改善策の検討を関連委員会等に付託するものとする。

(医学教育プログラム評価結果の公表)

第8条 医学部長は、医学教育プログラム評価の結果を公表するものとする。

(守秘義務)

第9条 委員会の委員は、この規程に基づく医学教育プログラム評価を行う際に知り得た事項のうち、秘すべきとされた事項は、他に漏らしてはならない。

(事務)

第10条 委員会の事務は、事務局学務課において処理する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、医学教育プログラム評価に関し必要な事項は、医学部長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この規程は、令和元年9月27日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に委嘱し、又は任命する第3条第1項第2号から第4号までに掲げる委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。

附 則(令和6年4月22日規程第38号)

この規程は、令和6年5月1日から施行する。